

4 豊農委第 161 号
4 豊農企第 108 号
令和 4 年 12 月 1 日

令和元年 12 月以降に農地を取得された皆様

豊橋市農業委員会
会長 近藤好幸
(公 印 省 略)

豊橋市長 浅井由崇
(公 印 省 略)

農地法等に基づき所有権を取得した農地の取扱いについて (通知)

農地法第 3 条の許可を受け又は農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画により耕作を目的として所有権を取得した農地について、原則として 3 年以内は転用を認めない取扱いをしてきましたが、やむを得ない事情等がある場合にはこの限りでない取扱いへ変更しましたので、転用を行う際には事前に豊橋市農業委員会事務局にご相談ください。

【問合せ先】

○農地法
〒440-8501
愛知県豊橋市今橋町 1 番地
豊橋市農業委員会事務局
農地利用調整 G
電 話 : (0532) 51-2950
F A X : (0532) 56-5132

○農業経営基盤強化促進法
〒440-8501
愛知県豊橋市今橋町 1 番地
豊橋市市役所農業企画課
農地管理 G
電 話 : (0532) 51-2457
F A X : (0532) 56-5130